

昭島市立拝島第一小学校 学校いじめ・不登校防止基本方針

令和5年4月3日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、同法律 第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられている。児童の尊厳を保持するため、いじめはどの学校でも、どの学級にも起こり得るという認識の下、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

1 いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、本校の児童・生徒に対し、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、これらの行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止（予防的機能…リスクマネジメントの確立）

《学校全体》

- ・ 全校集会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない、しない、させない」という心情や態度を子供一人一人に、学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、思いやりの心、生命を大切にする態度を育て、児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・ いじめ問題に特化した授業を、全体指導計画、年間指導計画に基づき実施する。（6・11・2月）
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、児童会によるいじめ撲滅の取組や相談箱の設置など。同時に、児童、保護者への啓発活動《保護者会等》を推進する。）
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
- ・ 児童がいつでも誰にでも相談できる校内体制・教育相談機能の充実を図る。
- ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・ 学校を開き、「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校評議員会等で説明するとともに、理解と協力を依頼し、保護者・関係機関等と連携して未然防止に取り組む。

《学級担任等》

- ・ 「いじめは絶対に許されない、しない、させない」という心情や態度を子供一人一人に、学級全体に醸成する。
- ・ 児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築き、いつでも何でも相談できる学級の雰囲気醸成する。
- ・ 児童が学級・学校のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。（ユニバーサルデザインの授業づくり）
- ・ 児童の思いやりの心や人権感覚、命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

3 早期発見のための措置（情報共有機能…ナレッジマネジメント）

《学校全体》

- ・ 6月・11月・2月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を「校内いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- ・ 児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー、SSW、管理職等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ・ 全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する生活指導夕会（毎週月曜日）を実施する。（休み時間・放課後の児童との雑談や行動観察、日記等を活用等）
- ・ 個人面談や家庭訪問等の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

4 いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

（問題解決的機能…クライシスマネジメント）

○ 早期対応

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）、（スクールローヤー）とする。

- ・ ① 「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する。いじめ対策会議の開催手順をフローチャートに位置付ける。
 - ・ いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
 - ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ・ ② 当該児童、関係児童、周囲の児童への指導・支援体制を組む
 - ・ 当該児童、関係児童、周囲の児童の安全の確保と心的ケアを行う。
 - ・ 当該児童、関係児童、周囲の児童に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
 - ・ いじめを報告した児童の安全の確保と人権を擁護するための取組を徹底する。
- ・ ③ 教育委員会・関係機関との連携を進める
 - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、昭島市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。
- ・ ④ 保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する
 - ・ 家庭訪問（当該、関係とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ・ PTAと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。

○ 重大事態への対処

- ・ 重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ・ 昭島市教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童、保護者等への対応等に当たる。

